

伐採基準

伐採は次の基準に従って行うものとする。

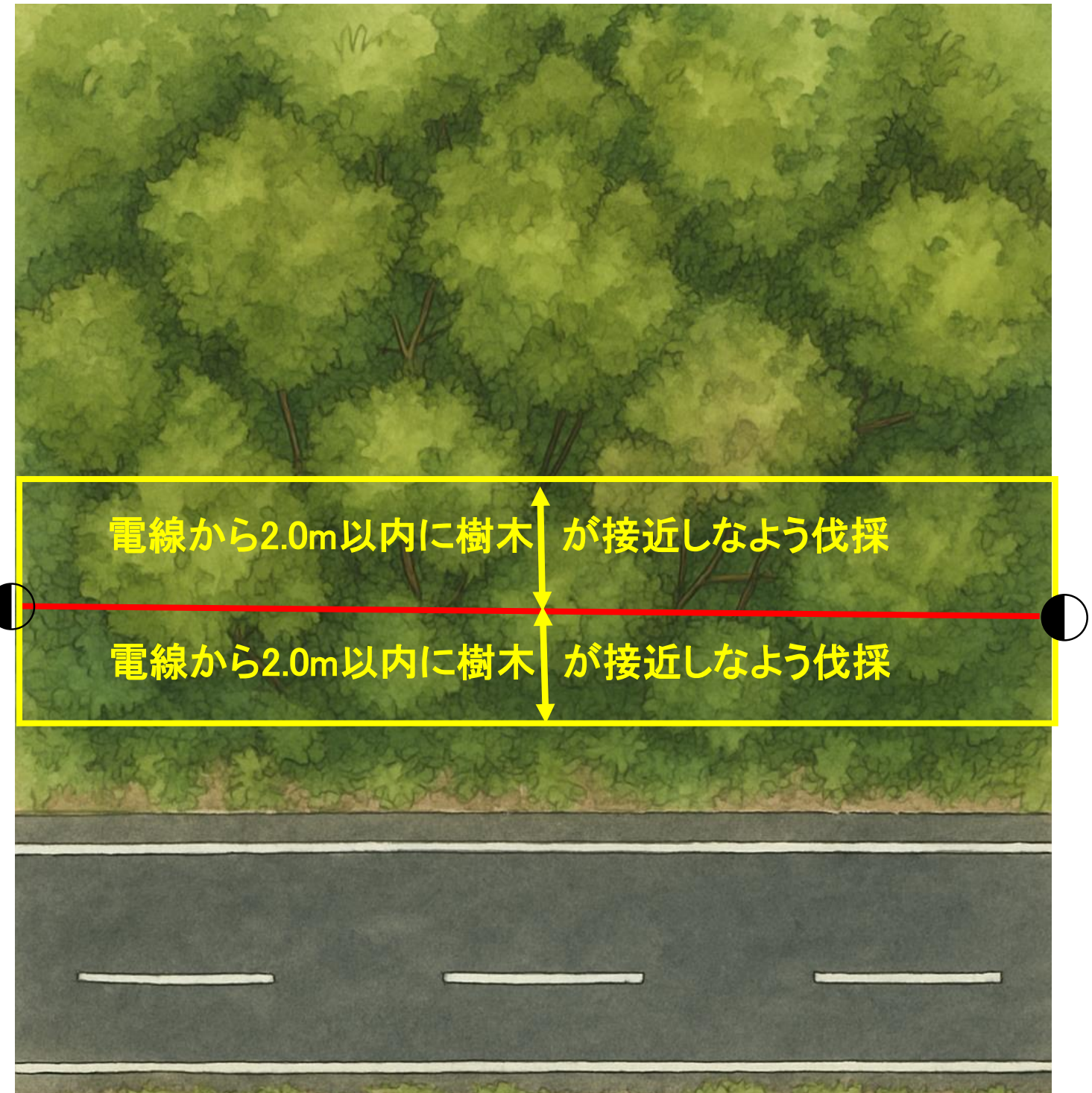
- (1) 水平方向: 電線から水平距離で 概ね2.0m以内 に樹木の枝葉・幹が接近しないよう伐採すること。
- (2) 上部方向: 電線の真上において、概ね2.0m以上の空間を確保すること。
- (3) 下部(根元): 伐採後の切株は、地表から 概ね0.3m以内 とする(下根切伐採)。

— は光ケーブル

地権者から下根切の許可が得られた場合



地権者から下根切の許可が得らなかった場合



伐採基準

伐採は次の基準に従って行うものとする。

- (1) 水平方向: 電線から水平距離で概ね2.0m以内に樹木の枝葉・幹が接近しないよう伐採すること。
- (2) 上部方向: 電線の真上において、概ね2.0m以上の空間を確保すること。
- (3) 下部(根元): 伐採後の切株は、地表から概ね0.3m以内とする(下根切伐採)。

は光ケーブル

地権者から下根切の許可が得られた場合



地権者から下根切の許可が得なかった場合

